

第 5 条（秘密情報の返還）

各当事者は、本件事業が完了した場合、本契約が終了した場合又は相手方が書面で要請した場合は、速やかに秘密情報の使用を止めてその秘密情報媒体（全部であると一部であるを問わずその複製物を含む）を相手方に返還するものとする。また、電子的記録については抹消し、相手方の求めに応じその旨を証明する書面を発行する。

第 6 条（確認事項）

各当事者は、開示された秘密情報が相手方の重要な財産的価値をもつこと、秘密情報に関連する全ての財産的権利が開示者に帰属すること及び、本契約それ自体が秘密情報に係わる発明・考案・商標・ノウハウ等の実施権又は著作物等の使用権（以下、総称して「実施権」という）の譲渡又は許諾を認めるものではないことを確認する。

第 7 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本書末尾に記載される発効日から 1 年間とする。発効日の記載の無い場合には、締結日から 1 年間とする。但し、いずれの当事者も、1 ヶ月前までの相手方への書面による通知が無い場合、本契約は自動的に更新され、以後の期間満了時においても同様とする。
2. 本契約の有効期間終了後も、第 2 条及び第 6 条の規定は期間終了以後 3 年間有効に存続する。

第 8 条（損害賠償）

1. 契約に定める事項に関して、一方の当事者の責に帰すべき事由により、他方の当事者が損害を被った場合は、責に帰すべき事由を有する当事者は、本契約内容の効力の存在する限りその賠償責任を負うものとする。
2. 損害を被った当事者は、責に帰すべき事由を有する当事者に対し、前項とあわせて、もしくはこれに代えて秘密情報の使用の差止、損害の予防、信用回復その他必要な措置を請求することが出来る。

第 9 条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき生じた疑義については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本契約の成立を証し、本書 2 通を作成しそれぞれ記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

締結日： 年 月 日
発効日： 年 月 日

甲： 東京都世田谷区祖師谷 6 丁目 13-13 Be Born 助産院内
 伝統医学応用研究所

代表 達野百合子

印

乙：

印